民営有料職業紹介事業　基本契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という）と株式会社エコジョブ・ドットコム（以下「乙」という）は、乙から甲への人材紹介サービスに関し、以下の通り合意したので次のとおり本契約を締結する。

第1条　（委託業務）

1. 甲は、乙に対し、本契約の定めに従い甲が希望する採用条件に即した人材を甲に紹介する業務（以下「本紹介業務」という）を委託し、乙はこれを受託した。
2. 乙は、本紹介業務を、職業安定法、労働基準法その他の適用される関係法令及びこれらに関する指針、ガイドライン等（以下「適用法令等」という。）を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって行わなければならない。
3. 甲は、乙より人材紹介を受け、雇用等するにあたり、適用法令等を遵守しなければならない。

第 2 条　（採用条件の通知）

1. 甲は、人材の紹介を希望する場合、乙に対し、希望する採用条件を通知する。甲は、当該通知に際して、乙に対し、当該人材が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件（以下「業務の内容等」という。）を明示（職業安定法第 5 条第 4 項に定める方法による明示をいう。以下同じ。）しなければならない。
2. 甲は、前項により明示した採用条件（業務の内容等を含む。以下「採用条件」という。）を変更、特定、削除又は追加（以下「変更等」という。）する場合、速やかに乙に明示しなければならない。
3. 前項の場合であって、次条 2 項に従い甲に紹介された紹介候補者がいるときには、甲は、当該紹介候補者に対し、変更等の内容を明示しなければならない。

第 3 条　（人材の紹介）

1. 乙は、紹介候補者を選定するにあたり、候補者（以下「紹介候補者」という。）に対し、採用条件を速やかに明示しなければならない。
2. 乙は、甲の採用条件に即した資格、能力、経験等を有する人材を選定の上、甲に紹介するよう努め、紹介候補者が決定した場合、甲に対し、甲乙が協議により定めた方法により当該紹介候補者を紹介する。
3. 乙は、本紹介業務に関し、甲又は紹介候補者から苦情の申出があった場合、職業紹介責任者を責任者とし、必要に応じ甲、当該紹介候補者その他の第三者と協議のうえ、誠意をもって対応するものとする。

第 4 条　（採用決定）

1. 甲は、前条 2 項に基づき紹介された紹介候補者（以下「紹介候補者」という。）を選考し、紹介候補者の採用を決定した場合、乙に対し直ちに採用が決定したこと及び雇用条件を通知する。
2. 甲は、採用が決定した紹介候補者（以下「採用者」という。）を雇用する際に労働基準法第 15 条に基

づき作成される労働条件通知書（以下「労働条件通知書」という。）の写しを乙に交付するものとし、乙は採用者との間で当該通知書の内容を相互に確認する。

第 5 条　（手数料）

1. 乙が甲に紹介した採用者の初年度予定年収（基本給、諸手当、賞与、確定残業代等を含む）に対して、の紹介手数料率を乗じた金額とする。紹介手数料率は、採用者の能力に応じ、EcoJob ご紹介手数料率表（別紙）に基づき決定されるものとするが、当該紹介手数料率が 14%を超えた場合でも、14%を上限とする。
2. 甲及び乙は、求人受付手数料、一次審査（書類審査等）手数料、面接（必要に応じて実施）料及びインターネット上求人広告料が手数料に含まれないものとし、これらは乙の負担とする。
3. 甲は、乙の指定した銀行の口座に振り込むことにより、手数料全額を採用者入社月の末日までに支払わなければならない。当該支払いにかかる費用は、甲の負担とする。

第 6 条　（早期退職等による手数料返還）

採用者の入社日から６か月以内に、採用者が一身上の都合により退職した場合、乙は、甲に対して、領収済み手数料の全部を、当該採用者の退職日より 14 日以内に、甲が別途指定する口座に振り込むことにより、返還しなければならない。当該支払いにかかる費用は、乙の負担とする。ただし、甲が各種労働関連法令に違反したことに起因した採用者の一身上の都合による退職の場合、乙は、手数料の返還義務を負わない。

第 7 条　（紹介外採用の禁止）

1. 甲は、紹介後 1 年以内は、当該紹介候補者に対して、乙を介することなく採用活動をしてはならない。ただし、乙からの紹介前に、当該紹介候補者に対する採用活動を開始していた場合を除く。
2. 甲が紹介後 1 年以内に前項の定めに違反した採用活動により当該紹介候補者を採用した場合、当該紹介候補者は、乙の紹介により採用されたものとみなし、甲は、乙に対し、当該紹介候補者について第 5 条に定める手数料を支払わなければならない。

第 8 条　（紹介候補者等の個人情報の保護等）

1. 乙は、本紹介業務に関し、紹介候補者又は紹介候補者の個人情報を収集、保管、又は使用するにあたっては、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合を除き、当該業務の目的の達成に必要な範囲内で、当該目的を明らかにして収集し、かつ、当該目的の範囲内で保管及び使用しなければならない。
2. 乙は、本契約及び本紹介業務の履行に関し知りえた紹介候補者又は紹介候補者の個人情報を、適用法令等に基づき適切に管理し、正当な理由なく漏洩してはならない。

第 9 条　（秘密保持）

1. 乙は、本契約の存在及び内容並びに本契約に関連して知った相手方に関する情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に対して開示、提供又は漏洩してはならな

い。ただし、次のいずれかに該当することを証明できる情報については、秘密情報から除くものとする。

① 提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

② 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報

③ 提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報

⑤ 秘密情報によることなく独自に開発又は取得した情報

⑥ 法令の規定又は権限ある官公庁からの開示の要求に基づき開示しなければならない情報

2. 乙は、秘密情報を本契約の目的以外に使用してはならない。
3. 乙は、秘密情報を、本契約の遂行のために知る必要のある自己の役員及び従業員（以下「役員等」という。）並びに弁護士等の法令上守秘義務を負う専門家に限り開示等することができる。この場合、本条に基づき秘密情報の受領者が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員等に退職後も含め課さなければならない。
4. 本契約が終了した場合、乙は、相手方の指示に従って、秘密情報を返還し、又は、破棄するものとする。なお、甲は、乙に対し、秘密情報等の返還又は破棄を証明する文書の提出を求めることができる。

第 10 条 （損害賠償）

甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、その損害（合理的な弁護士費用を含む。）を賠償する義務を負う。

第 11 条 （有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約の締結日から１年間とする。ただし、期間満了の１か月前までに甲又は乙から相手方への書面による契約終了の意思表示がない限り、本契約は更に１年間延長され、その後も同様とする。
2. 前項の定めにかかわらず、甲又は乙は、終了日の１か月前までに書面で通知をすることにより、なんらの責任を負うことなく、いつでも本契約を解約することができる。

第 12 条 （本契約の解除等）

1. 甲又は乙が適用法令等又は本契約に違反し、相手方からその是正を要求する通知を受領した後３０日以内にその違反を是正しない場合は、相手方は、違反者にその旨を通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
2. 甲又は乙は、相手方が以下の各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、何らの催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

① 支払不能若しくは支払停止又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき

② 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき

③ 仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあったとき

④ 公租公課の滞納処分を受けたとき

⑤ 手形交換所の取引停止の処分を受けたとき

⑥ 財産状態が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
⑦ 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき。ただし、グループ企業間の会社分割、事業譲渡又は合併を除く。
⑧ 本契約に関して法令違反があったとき
⑨ その他本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

3. 甲は、乙が有料職業紹介事業にかかる許可を取消し、失効その他の事由により失った場合、本契約を直ちに解除することができる。

第 13 条 （反社会的勢力の排除）

1. 甲又は乙は、自己及び自己の代表者が暴力団等（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者をいう。以下同じ）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約する。
2. 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの催告等なしに、直ちに本契約を解除することができる。
   ① 相手方又は相手方の代表者が暴力団等に該当すると認められるとき
   ② 暴力団等が経営を支配していると認められるとき
   ③ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき
   ④ 暴力団等に対して、資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
   ⑤ その他、暴力団等と社会的に非難される関係を有しているとき
3. 甲又は乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をしたときは、何らの催告等なしに直ちに本契約を解除することができる。
   ① 暴力的な要求行為
   ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
   ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
   ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、 相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
   ⑤ その他前各号に準ずる行為
4. 甲又は乙は、相手方が本契約の履行のために契約する下請先若しくは委託先（下請、委託等が数次にわたるときには、そのすべてを含む。以下「関連取引先」という。）又は関連取引先との契約の代理若しくは媒介をする者が第２項各号又は前項各号に該当することが判明したときは、相手方に対し当該関連取引先との契約を解除するなどの是正を求めることができ、相手方が合理的期間内に是正しなかったときは、当該相手方に通知することにより直ちに本契約を解除することができる。
5. 甲又は乙は、本条第２項、第３項又は前項により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じた場合であっても、当該当事者は何らこれを賠償することを要しない。また、当該解除により当該当事者に損害が生じたときは、相手方はその賠償の責を負うものとする。

第 14 条　（譲渡禁止）
甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾がある場合を除き、本契約の契約上の地位並びに本契約に基づく債権及び債務を、第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

第 15 条　（存続条項）
本契約が終了した場合でも、第 8 条から第 10 条、第 12 条 3 項、第 13 条第 5 項、第 16 条及び第 17 条は有効に存続する。

第 16 条　（準拠法）
本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法を準拠法とする。

第 17 条　（合意管轄）
本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
本契約の締結の証として、本書 2 部作成し、2 部とも甲乙が署名（記名可）捺印し、1 部ずつ保管されるものとする。

令和　　年　　月　　日

甲：（商号）
（本店住所）
（電話番号）
（代表・責任者資格）
（代表・責任者名）

乙：（商号）株式会社　エコジョブ・ドットコム
（本店住所）東京都新宿区四谷 4-9-12
（電話番号）03-3353-7762
（代表・責任者資格）　代表取締役
（代表・責任者名）　根岸弥之
【労働大臣認可番号　13-08-ユ-0275】

別紙